

「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議規約

(設置)

第1条 人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である地球温暖化の防止を図るため、県民、事業者及び行政等が、その有する叡智の全てを集結し、宮城県内の温室効果ガス排出抑制策を一体的に実践し、宮城らしい低炭素社会の実現に向けて「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(活動)

第2条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 地球温暖化対策のための県民運動の推進に関する事項
- (2) 低炭素型の地域づくりの推進に関する事項
- (3) 地球温暖化対策のための共通理解の促進に関する事項
- (4) 地球温暖化対策の意見交換及び情報交換に関する事項
- (5) その他地球温暖化対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 県民会議は、第1条の目的及び前条に掲げる活動に賛同し協力する事業者団体その他の団体等及び宮城県をもって組織する。

- 2 県民会議の会議は、総会並びに企画委員会とする。
- 3 県民会議を、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の4に規定する地方公共団体実行計画協議会とする。
- 4 県民会議には、必要に応じ、委員会を設置することができるものとする。

(役員)

第4条 県民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
- 2 会長は、宮城県知事とし、副会長は宮城県商工会議所連合会会長とする。

(役員の仕事)

第5条 会長は、県民会議の事務を統括し、県民会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(総会の招集及び運営)

第6条 総会は会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 3 会長は、必要に応じて、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(総会の議決事項)

第7条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 県民会議の規約に関する事項
 - (2) 委員会の設置に関する事項
 - (3) その他県民会議の運営に関する重要な事項
- 2 前項第2号の議決事項は、緊急の必要がある場合は企画委員会の承認をもってこれに代えることができる。なお、この場合は、次の総会に報告しなければならない。

(企画委員会)

第8条 県民会議の円滑な運営を図るため、企画委員会を置く。

2 委員は、会長が選任する。

3 企画委員会に委員長を置き、会長が委員長を指名する。

4 委員長は、会議を招集し、委員長が議長となる。

5 企画委員会の決議は、これをもって総会の決議とする。ただし、委員長が重要と認める事項については、この限りではない。

(事務局)

第9条 県民会議の事務局は、宮城県環境生活部環境政策課及び再生可能エネルギー室に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月20日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年6月10日から施行する。